

欧州連合
意匠手数料規則

2002年12月16日委員会規則(EC)No. 2246/2002

2007年7月24日委員会規則(EC)No. 877/2007により最終改正

2007年8月1日施行

目次

前文

- 第1条 主題
- 第2条 手数料
- 第3条 長官により規定された費用
- 第4条 手数料及び費用の納付期日
- 第5条 手数料及び費用の納付
- 第6条 納付に関する詳細
- 第7条 みなし納付日
- 第8条 納付額の不足
- 第9条 些少額の還付
- 第10条 施行

別紙

前文

欧州共同体委員会は、

欧州共同体を設立する条約を顧慮し、

共同体意匠に関する 2001 年 12 月 12 日理事会規則(EC)No. 6/2002 及び特にその第 107 条を顧慮し、

(1) 規則(EC)No. 6/2002 の第 97 条により本規則にもまた適用される規則(EC)No. 3288/94 により改正された共同体商標に関する 1993 年 12 月 20 日理事会規則(EC)No. 40/94 の第 139 条に照らして、手数料の額はそれに関する収入が庁の予算と均衡するのに原則的に十分であることを確保する水準に決定すべきであるが故に、

(2) 共同体意匠に関する理事会規則(EC)No. 6/2002 を履行する 2002 年 10 月 21 日委員会規則(EC)No. 2245/2002 は、規則(EC)No. 6/2002 により制定された手数料が庁に納付されなければならない条件もまた取り扱うが故に、

(3) 必要な柔軟性を確保するため、庁の長官は、一定の条件に従うことを条件として、庁が提供することができる役務に関して庁に納付を要することがある費用、庁のデータベース閲覧のための費用及びこれらデータベースの内容を機械読取り可能様式での利用に供する費用を規定し、かつ、庁の刊行物の販売の費用を設定する権限を有すべきであるが故に、

(4) 手数料及び費用の納付を便利ならしめるため、長官は本規則において明確に規定されたものに追加する納付方法の決定権限を付与されるべきであるが故に、

(5) 本規則において規定された処置は、規則(EC)No. 6/2002 の第 109 条に基づいて設立された委員会の意見に従うものであるが故に、

本規則を採択した。

第 1 条 主題

本規則は次の納付について金額及び規則を規定する。

1. 次にあてた納付を要する手数料:

(a) 規則(EC)No. 6/2002 及び規則(EC)No. 2245/2002 を基礎とする欧州共同体商標意匠庁(以後「庁」という)

(b) 1999 年 7 月 2 日採択され、理事会決定(EC)No. 954/2006 により承認された意匠に関するハーグ協定のジュネーヴ改正協定(以後「ジュネーヴ改正協定」という)を基礎とした世界知的所有権機関の国際事務局

2. 庁の長官により規定された費用。

第 2 条 手数料

1. 規則(EC)No. 6/2002 及び規則(EC)No. 2245/2002 を基礎として庁に納付を要する手数料は本規則の別紙中に設定されている。

2. ジュネーヴ改正協定の第 7 条(2)を基礎として、規則(EC)No. 6/2002 の第 106c 条及び同規則の第 13 条(1)並びに規則(EC)No. 2245/2002 の第 22 条(2)(a)と共に国際事務局に対し納付を要する個別指定手数料は、本規則の別紙中に設定されている。

第 3 条 長官により規定された費用

1. 長官は別紙中に指定された以外で庁により提供された役務について賦課されるべき

額を規定する。

2. 長官は共同体意匠公報及び庁により発行のその他の刊行物について賦課すべき額を規定する。
3. 費用の額はユーロで規定する。
4. 第1項及び第2項に従い長官により規定された費用の額は、庁の公報により公告される。

第4条 手数料及び費用の納付期日

1. 手数料及び費用であって、それらに関して納付期日が規則(EC)No. 6/2002 又は規則(EC)No. 2245/2002 に指定されていないものは、当該手数料又は費用を招く役務についての請求受領の日付を以って納付期日とする。
2. 長官は該当する手数料又は費用の前払に応じて第1項に記載の役務を行わない決定をすることができる。

第5条 手数料及び費用の納付

1. 庁に納付すべき手数料及び費用は、庁が保有する銀行口座に納付又は振込によりユーロにより納付する
2. 長官は第1項に設定された納付方法以外の納付方法、特に、庁が保有する当該口座への預託の方法によることを決定することができる。それらの方法は庁の公報により公告される。

第6条 納付に関する詳細

1. 各納付は納付人の名称を表示しなければならず、かつ、当該納付の目的を庁が直ちに判定できるような必要情報を含まなければならない。特に、次の情報は提供されなければならない。
 - (a) 登録手数料が納付される時は、当該納付の目的、すなわち「登録手数料」及び適切な場合は、共同体意匠の登録願書において出願人により提供された言及
 - (b) 公告手数料が納付される時は、当該納付の目的、すなわち「公告手数料」及び適切な場合は、共同体意匠の登録願書において出願人により提供された言及
 - (c) 公告手数料が規則(EC)No. 6/2002 の第50条(4)において規定の通り納付される時は、当該納付の目的、すなわち「公告手数料」及び登録番号
 - (d) 公告繰延べ手数料が納付される時は、当該納付の目的、すなわち「繰延べ手数料」及び適切な場合は、共同体意匠の登録願書において出願人により提供された言及
 - (e) 無効手数料が納付される時は、出願対象の登録済共同体意匠の登録番号及び所有者の名称並びに当該納付の目的、すなわち「無効手数料」
2. 納付の目的が直ちに判定できない場合は、庁は、庁が指定することができる期間内に、この目的について書面により通知するよう納付を行う者に対して要求する。その者がこの請求に適時に応じないときは、当該納付は行われなかったものとみなされる。納付された額は還付される。

第7条 みなし納付日

1. 何らかの納付が庁に対して行われたとみなされるべき日付は、納付の額が庁の保有する銀

行口座に実際に入金された日付とする。

2. 長官が第 5 条(1)に設定された手数料納付方法以外の納付方法を第 5 条(2)に従い許可する場合は、長官はまた当該納付が行われたものとみなされるべき日付も規定する。

3. 第 1 項及び第 2 項に従い手数料の納付が納付期間の満了後までに行われたとみなされない場合において、納付を行った者が次の者である証拠を庁に提出したときは、この期間が遵守されたものとみなされる。

(a) 構成国において、納付をすべきであった期間内に、構成国において納付の額を振り込むように銀行営業所に適時に指示を与えていた、及び

(b) 関係する手数料又は諸手数料の 10%で 200 ユーロを超えない割増手数料を納付した。

(a)項に従う条件が納付期間の満了 10 日前に成就されていた場合は、割増手数料の納付は不要である。

4. 庁は納付を行った者に第 3 項(a)に従う条件が成就した日付に関する証拠を提出するよう、また必要な場合は第 3 項(b)に言及した割増手数料を指定する期間内に納付するよう請求することができる。その者がこの請求に従わないとき若しくは当該証拠が不十分なとき又は必要な割増手数料が適時に納付されないときは、納付期間は遵守されなかったものとみなされる。

第 8 条 納付額の不足

1. 納付の期限は、原則として、手数料の全額が適時に納付されたときに限り、遵守されたものとみなされる。手数料が全額納付されないときは、納付済の額は納付期間の満了後に還付される。

2. 庁は、しかしながら、期間の末前の残存期間内にこれが可能な限り、納付を行う者に対し、不足額を納付させる機会又はこれが正当化されるとみなされる場合は納付を行う者の権利を損なうことなく何らかの不足の小額を看過する機会を与えることができる。

第 9 条 些少額の還付

1. 過剰額が手数料又は費用をカバーして納付された場合は、額が些少であり、かつ、当事者が還付を明確に請求しなかったときは、還付しない。長官は何が些少額とみなすかを決定する。

2. 第 1 項に従う長官による決定は庁の公報により公告される。

第 10 条 施行

本規則は欧州共同体の公報によるその公告後 7 日目に施行される。

本規則は全構成国においてその完全形態で拘束し、かつ、直接に適用される。

別紙

(ユーロ建て)

1	登録手数料(規則(EC)No.6/2002の第36条(4),規則(EC)No.2245/2002の第6条(1)(a))	230
1a	国際登録につき個別指定手数料(規則(EC)6/2002の第106c条,ジュネーブ改正協定の第7条(2)-(意匠当り))	62
2	複数出願に含まれた各追加意匠に関する追加登録手数料(規則(EC)No.6/2002の第37条(2),規則(EC)2245/2002の第6条(1)(c))	
	(a) 2番目から10番目までの意匠の各意匠につき	115
	(b) 11番目以降の各意匠につき	50
3	公告手数料(規則(EC)No.6/2002の第36条(4),規則(EC)2245/2002の第6条(1)(b))	120
4	複数出願中に含まれた各追加意匠に関する追加公告手数料(規則(EC)No.6/2002の第37条(2),規則(EC)No.2245/2002の第6条(1)(d))	
	(a) 2番目から10番目までの意匠の各意匠につき	60
	(b) 11番目以降の意匠の各意匠につき	30
5	公告延期の手数料(規則(EC)6/2002の第36条(4),規則(EC)No.2245/2002の第6条(1)(b))	40
6	公告延期に関して複数出願に含まれた各追加意匠の公告延期追加手数料(規則(EC)No.6/2002の第37条(2),規則(EC)No.2245/2002の第6条(1)(d))	
	(a) 2番目から10番目までの意匠の各意匠につき	20
	(b) 11番目以降の各意匠につき	10
7	登録手数料の追納についての手数料(規則(EC)No.6/2002の第107条(2)(a),規則(EC)No.2245/2002の第10条(3))	60
8	登録手数料追納の手数料(規則(EC)No.6/2002の第107条(2)(b),規則(EC)No.2245/2002の第10条(3))及び第15条(4))	30
9	公告延期手数料の追納手数料(規則(EC)No.6/2002の第107条(2)(c),規則(EC)No.2245/2002の第10条(3))	10
10	本別紙の2,4及び6で言及した複数出願の追加手数料(規則(EC)No.6/2002の第107条(2)(d),規則(EC)No.2245/2002の第10条(3)及び第15条(4))	追加手数料の 25%
11	複数意匠登録中に含まれるか否かに拘らず,意匠当り,(規則(EC)No.6/2002の第13条(1),規則(EC)No.2245/2002の第22条(2)(a))	
	(a) 更新の第1期間について	90
	(b) 更新の第2期間について	120
	(c) 更新の第3期間について	150
	(d) 更新の第4期間について	180

11a	国際登録につき個別更新手数料(規則(EC)No. 6/2002 の第 13 条(1) 及び第 106c 条 ; 規則(EC)No. 2245/2002 の第 22 条(2) (a)) (意匠当り)	
	(a) 更新の第 1 期間について(意匠当り)	31
	(b) 更新の第 2 期間について(意匠当り)	31
	(c) 更新の第 3 期間について(意匠当り)	31
	(d) 更新の第 4 期間について(意匠当り)	31
12	更新手数料の追納手数料又は更新請求提出の遅延手数料(規則(EC)6/2002 の第 13 条(3), 規則(EC)No. 2245/2002 の第 22 条(2) (b))	更新手数料の 25%
13	無効の宣言を求める申請の手数料(規則(EC)No. 6/2002 の第 52 条(2), 規則(EC)No. 2245/2002 の第 28 条(2))	350
14	審判請求手数料(規則(EC)No. 6/2002 の第 57 条, 規則(EC)No. 2245/2002 の第 35 条(3))	800
15	原状回復の手数料(規則(EC)No. 6/2002 の第 67 条(3))	200
16	共同体意匠出願の移転登録を求める手数料(規則(EC)No. 6/2002 の第 34 条(2) 及び第 107 条(2) (f), 規則(EC)No. 2245/2002 の第 23 条(7))	複数請求が移転登録を求め同一出願により又は同時に提出された場合は, 最大を1000 として, 1 意匠当り 200
17	登録済共同体意匠の移転登録を求める手数料(規則(EC)No. 6/2002 の第 107 条(2) (f), 規則(EC)No. 2245/2002 の第 23 条(3))	複数請求が移転登録を求め同一出願により又は同時に提出された場合は, 最大を 1000 として, 1 意匠当り 200
18	登録共同体意匠(規則(EC)No. 6/2002 の第 107 条(2) (g) 及び規則(EC)No. 2245/2002 の第 23 条(3) 及び第 24 条(1)) 又は共同体意匠出願(規則(EC)No. 6/2002 の第 34 条(2) 及び第 107 条(2) (g), 規則(EC)No. 2245/2002 の第 23 条(3), 第 24 条(1) 及び第 24 条(4)) に関するライセンス又は他の権利の登録手数料 (a) ライセンスの付与 (b) ライセンスの移転 (c) 物権の創出 (d) 物権の移転 (e) 財産の差押	複数請求がライセンス若しくは他の権利の登録を求め同一出願により又は同時に提出された場合は, 最大を 1000 として, 1 意匠当り 200
19	ライセンス又は他の権利の登録取消を求める手数料(規則(EC)No. 6/2002 の第 107 条(2) (h), 規則(EC)No. 2245/2002 の第 26 条(3))	複数請求がライセンス又は他の権利の登録取消を求め同一出願により又は同時に提出された場合は, 最大を 1000 として, 1 取消当り 200

20	登録共同体意匠の出願書類の写の発行手数料(規則(EC)No. 6/2002 の第 107 条(2) (n), 規則(EC)No. 2245/2002 の第 74 条(5)), 登録証の写(規則(EC)No. 6/2002 の第 107 条(2) (e), 規則(EC)No. 2245/2002 の第 17 条(2))又は登録簿からの抄録(規則(EC)No. 6/2002 の第 107 条(2) (i), 規則(EC)No. 2245/2002 の第 69 条(6))	
	(a) 非公認謄本又は抄録	10
	(b) 公認謄本又は抄録	30
21	ファイルの閲覧手数料(規則(EC)No. 6/2002 の第 107 条(2) (j), 規則(EC)No. 2245/2002 の第 74 条(1))	30
22	ファイル書類の写の発行手数料(規則(EC)No. 6/2002 の第 107 条(2) (k), 規則(EC)No. 2245/2002 の第 74 条(5))	
	(a) 非公認謄本	10
	(b) 公認謄本	30
	10 ページを超えるページ当り加算	1
23	ファイル中の情報の伝達についての手数料(規則(EC)6/2002 の第 107 条(2) (1), 規則(EC)No. 2245/2002 の第 75 条)	10
	10 ページを超えるページ当り加算	1
24	還付されるべき手続費用決定の再審査を求める手数料(規則(EC)No. 6/2002 の第 107 条(2) (m), 規則(EC)No. 2245/2002 の第 79 条(4))	100